

高額療養費制度

※保険診療分のみ※

1ヶ月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分があとで払い戻される制度（高額療養費）です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には「限度額認定証」を提示する方法があります。

※マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証の提示を行う際「限度額情報の表示」に同意することで1ヶ月の窓口でのお支払いが自己限度額までとなります。

※月の初回受診日までに限度額認定証の原本確認が出来ない場合は一旦全額お支払い頂き医療機関受診後の手続き方法で申請をお願いします。当院では返金できません。

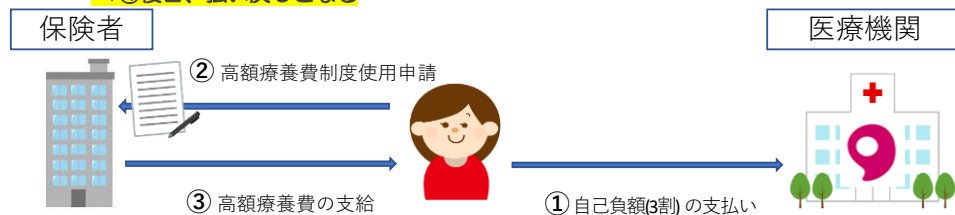
【手続きの方法】

①医療機関受診後

- ・病院や診療所などの領収書・印鑑・健康保険証・預金通帳を添えて申請する。
(申請先は健康保険証に記載の保険者へお問い合わせ下さい。)
- ↓ 3~4ヵ月後
- ・申請の認可後、支給されます。

- ①【患者様⇒医療機関】 受診日当日に自己負担額（3割）を支払う
- ②【患者様⇒保険者】 各保険者の都道府県支部へ申請
- ③【保険者⇒患者様】 高額療養費が支給される⇒申請から支給までは3ヵ月ほどかかる

⇒④後日、払い戻しとなる



②医療機関受診前

- ・事前に各保険者の申請窓口にて、限度額適用認定証の交付を受ける。
- ・医療機関受診日、窓口にて健康保険証と限度額適用認定証を提示する。
- ↓
- ・当日の支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

- ①【患者様⇒保険者】 事前に各保険者の都道府県支部へ「限度額適用認定証」の申請
- ②【保険者⇒患者様】 「限度額適用認定証」の交付⇒申請から交付までは1-2週間ほどかかる
- ③【患者様⇒医療機関】 月の初回受診日までに健康保険証と限度額適用認定証を医療機関に提示

⇒④当日の支払いを自己負担限度額までにとどめられる



上限額

区分	適用区分	自己負担限度額*2	多数該当*1
ア	年収約1,160万円～	252,600円+ (医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	年収約770～約1,160万円	167,400円+ (医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370～約770万円	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	～年収約370万円	57,600円	44,000円

自己負担額は世帯で合算出来ます。世帯合算については事前に入社している保険者へお問い合わせ下さい。

*1.多数該当とは過去12か月以内に3回以上、上限に達した場合は4回目から「多数該当」となり、上限額が下がります。

当院では限度額認定証をご提示頂いた場合でも、「多数該当」による請求は行っておりません。

ご自身で保険者へ払い戻しの手続きをお願いいたします。手続きの詳細は保険者へお問い合わせ下さい。

*2.表の計算式の医療費総額とは、高額療養費の支給対象となる診察にかかる医療費（10割）です。